長与町農業委員会会議録

令和３年３月２５日

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。
個人情報に関する部分については、内容を〇又は（）に置き換えています。

長与町農業委員会

令和３年３月農業委員会総会

１．日時　　令和３年３月２５日（木）　　９時３０分から１２時１０分

２．場所　　長与町役場４階会議室

３．農業委員会委員　　出席委員（１１名）

会長　　１番　水谷　勉

会長職務代理者　　２番　渡邉　章三

委員　　３番　原田　成信　　４番　崎山　光子　　６番　岡﨑　道子

７番　原口　司　　８番　山本　忠典　　９番　益冨　雅彦

１０番　柳原　厚志　　１１番　山口　多美子　　１２番　原田　正利

４．農業委員会委員　　欠席委員（１名）

５番　永田　好紀

５．農地利用最適化推進委員　　出席委員（７名）

１番　永冨　義徳　　２番　尾﨑　明光　　３番　田中　光夫

４番　山口　健士　　５番　増田　博光　　７番　坂本　謙二

８番　坂本　秀哉

６．農地利用最適化推進委員　　欠席委員（１名）

６番　坂口　勝利

７．議事日程

第１　　議事録署名委員の指名　　７番　原口　司　　８番　山本　忠典

第２　　第１号議案　農地法第３条の規定による許可申請について

第３　　第２号議案　農地法第５条の規定による許可申請について

第４　　第３号議案　農用地利用集積計画について

第５　　第４号議案　農地中間管理事業における農用地利用配分計画案に伴う意見聴取について

第６　　第５号議案　農地等の利用の最適化の推進に関する指針について

第７　　第１号報告　農地法第５条第１項第７号の規定による農地転用届出について

８．農業委員会事務局職員

事務局長　　福本　美也子

農政農地係長　　森　雅之

農政農地係主任　　松本　あゆ子

事務局　皆さん、こんにちは。総会の開催に先立ち報告いたします。

長与町農業委員会総会規則第６条により、総会は在任委員の過半数の出席をもって成立することとなっております。

本日は、委員１２人中１１人の出席をいただいており、過半数を超えておりますので、総会が成立することを報告いたします。なお、農地利用最適化推進委員は、７人出席でございます。本日の欠席者は、５番　永田好紀と、坂口勝利最適化推進委員です。

それでは、ここからの議事の進行につきまして、水谷会長よろしくお願いいたします。

議　長　改めて皆さんおはようございます。今日は年度末の総会ということで、かなり議案と報告事項、協議事項がありますので、１２時ぐらいまで覚悟していただいてですね、じっくりと審議をお願いしたいと思います。暑さ寒さも彼岸までと言いますけども、今まで寒い寒いと言っていたのが今から暑くなってきます。しかしここ２、３日は花冷えで、非常に朝晩寒うございます。ひとつ健康管理には特に注意をしていただきたいと思います。

議　長　それでは、令和３年３月の農業委員会総会を開催いたします。

まず、始めに日程第１の農業委員会　総会規則、第１８条の規定によりまして、議事録署名　委員を２人、指名いたします。７番　原口　司委員、８番　山本　忠典委員を指名いたします。

日程第２　本日は、第１号議案　農地法第３条の規定による許可申請が１件、第２号議案　農地法第５条の規定による許可申請が１件、第３号議案　農用地利用集積計画が４件、第４号議案　農地中間管理事業における農用地利用配分計画案に伴う意見聴取についてが２件、第５号議案　農地等の利用の最適化の推進に関する指針について、が出されています。報告事項は、農地転用専決処分報告が３件です。

では、日程第２　提出された議案の審議に入ります。

第１号議案　農地法第３条の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

事務局　それでは第１号議案　農地法第３条の規定による許可申請について説明いたします。第１号議案の１ページをお開きください。

整理番号２、申請地が、長与町岡郷（地番)、地目は畑で、１，１９９㎡。農地区分は、農用地区域内です。申請者は、譲渡人が、長与町岡郷（地番)、(氏名）さん。譲受人が、長与町岡郷（地番)、(氏名）さん。申請目的は、所有権移転の売買で、価格は〇〇円、１０ａあたりの単価は、〇〇円です。備考欄に記載している通り、譲受人は、相続で３反以上の農地を所有している定年帰農者です。このたび、譲渡人が、申請地の管理が困難ということで、農地の隣接地に居住する、譲受人に売却します。譲受人の耕作地は６，０９２㎡、労働力は４人です。都市計画区域外となります。

ここで、本日お配りしております資料№１の就農計画をご覧ください。譲受人は、ご実家が農業経営をされておられまして、実家の手伝いなどで農業経験は豊富でいらっしゃいます。この度、お仕事がひと段落ついたことを機に、ご自身が農業経営をされるということで、就農計画をご提出いただいております。内容について簡単に説明いたします。１ページの１－（２）就農時における目標ですが、経営規模は０．６ヘクタール、作物は主に果樹と野菜を栽培されます。所得目標は、年２００万円、労働者は記載の４名です。２－（１）から２ページにかけて研修計画の内容ですが、先ほど申し上げたように、ご実家のお手伝いを長年されておられ、経験豊富でいらっしゃいます。農機具や運搬用のトラックなども既に保有されています。３ページの営農計画はご覧のとおりです。

議案書にお戻りください。土地の所在を説明します。２ページをお開きください。図面の中央に国道２０７号線が通っていまして、上の方に〇〇バス停がございますが、そこから、１２０ｍほど役場側に戻った赤色で表示してある場所が、申請地　岡郷（地番）です。なお、農地の正確な位置等につきましては、３ページに字図を添付しておりますので、ご覧いただければと思います。

以上です。

議　長　　ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さんから説明をお願いします。

坂本秀哉推進委員。

推進委員８番　　３月１７日１０時より現地確認を行いました。確認者は水谷会長、福本事務局長、森係長、山口委員、私坂本でございました。現地確認後に協議いたしましたところで、適正であると判断いたしました。以上でございます。

議　長　　続きまして、担当農業委員さんお願いします。

１１番　山口　多美子農業委員。

１１番　　３月１７日１１時３０分頃、水谷会長、福本局長、森係長、坂本推進委員、行政書士さんと、譲受人と私で現地確認をしました。現地は、（譲渡人）の畑が３枚ありまして、１番下の畑は、以前より、（譲受人）が草刈りをしたりして管理されていましたが、今回３枚とも買上げて、何を植えるんですかってお聞きしたら、梅や柿を植えるということで、荒廃地解消になると思われますので、とても良いことだと思いました。以上です。

議　長　　説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

【意見･質問無し】

議　長　　それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。
説明のとおり、農地法第３条の規定による許可申請を許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

事務局　　【挙手を確認、議長に報告】

議　長　　挙手された農業委員が１１人全員で、過半数を超えていますので、許可することに決定いたします。

議　長　　続いて、第２号議案　農地法第５条の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

事務局　　それでは第２号議案　農地法第５条の規定による許可申請について、議案第２号の１ページをお開きください。
整理番号１、申請地は、長与町岡郷（地番）、地目は畑で、３５５㎡。農地区分は、農用地区域外となっています。申請者は、譲渡人が、長与町岡郷（地番）、（氏名）さん。譲受人が、長与町嬉里郷（地番）、（氏名）さん。申請目的は、所有権移転の贈与です。施設の概要は、住宅建築で、木造スレート葺２階建で、建築面積は１１８.３５㎡、所用面積は３５５㎡です。備考欄に記載のとおり、譲受人と譲渡人は親戚関係で、申請地を譲り受け、住宅を建設します。汚水排水については、前面道路の下水管に接続します。雨水排水は敷地内に側溝を新設し、道路側溝へ放流させます。都市計画区域外となります。
ここで、本日配布している、資料№.２の配置図をご覧ください。この中で、道路沿いに青色の線が引かれていますが、これが今回新設する側溝です。その青線の中間ぐらいに、Ｐとあって、ポンプアップと記載があると思いますが、汚水排水については、ポンプアップで下水道管へ接続します。今回、敷地は盛土を行わず、現状のまま利用する計画となっており、敷地と前面道路に約２ｍの高低差ができるため、このような計画となっております。また、雨水排水は、青い線が下の方まで引かれていますが、既存の溜枡まで側溝を設置する計画です。なお、この農地について、立地基準は第１種農地、一般基準としては、書類と現地での確認の結果、周辺農地への支障については、問題ないと判断しております。
議案書にお戻りください。土地の所在を説明します。２ページをお開きください。図面の

中央に国道２０７号線が通っていまして、中央より少し下のところに、○○バス停がございますが、そこから、○○側へ下った赤丸で表示してある場所が、申請地　岡郷（地番）です。なお、農地の正確な位置等につきましては、３ページに字図を添付しておりますので、ご覧いただければと思います。
以上です。

議　長　ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さんから説明をお願いします。
坂本　秀哉推進委員。

推進委員８番　はい。これも３月１７日に現地確認を行いました。また繰り返しになりますが、確認者は水谷会長、福本事務局長、森係長、山口委員、私坂本でございます。現地確認後に、協議をしましたところ、適正であると判断いたしました。以上でございます。

議　長　続きまして、担当農業委員さんお願いします。
１１番　山口　多美子農業委員。

１１番　３月１７日１１時１５分ごろ、水谷会長、福本局長、森係長、坂本推進委員、行政書士さんと私で現地確認をしました。（譲渡人）は、姪にあたる方に無償で土地を譲渡し住宅を建設するそうです。雨水排水は側溝をつくり、溜枡に流し、下水はポンプで上げて、前面道路の下水管に接続します。以上により問題はないと思われます。以上です。

議　長　説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。
柳原委員。

１０番　確認ですけど。この建物の横に道がありますよね。ここは町道になっているんでしょうか。そして雨水は下の側溝に入るということですが、これは町のものか、青線になっているんでしょうか。そこをお聞きしたいんですけど。

議　長　はい、事務局どうぞ。

事務局　はい。柳原委員のご質問に回答いたします。まず、道路が町道かというご質問でございますけれども、道路は町道でございます。そして、今度雨水排水の側溝ですね、これにつきましては、個人さんの敷地の中に新規でつくられるということでございますので、そこの部分は個人の側溝で、町の管理はなされてない側溝になります。以上です。

１０番　はい。そしたら雨水の流れるこの下のほうの承諾はもらってあるわけなんですかね。

議　長　これはですね下のほうはずっと田越しで流末あるんですけども、全て横に側溝が整備されております。流末もですね。下の水田も、もともと（氏名）さんの土地にずっとなっていますので、その横の側溝はずっときれいに整備をされて、流末は、水田に田越しでは落ちていかない、という形なります。本来は水田ですから、田越しの水路だったんですけど整備をされて、水路が別に確保されているということで、屋敷の雨水排水については十分できるだろうということで確認をとってきております。以上です。

１０番　いろいろ雨水の問題もですね、新規の宅地建物の雨水については、やはり問題があるんですよね。それで、今、説明を受けましたら問題ないということでありますので、質問を終わりたいと思います。

議　長　利水についてはですね、上からずっと道路を横断して上の水路から流れてくるように、下のほうはなっておりますのでいいと思います。それで、今言ったように雨水排水もそこの側溝に流し込むという形ですから、それによって下のほうはもう野菜を作っていらっしゃって、もっと下のほうは水田になっています。だからその水取りの水路は確保されていると。そこにこの排水も流れ込んでいくという形になると思います。以上です。いいですか。

１０番　はい。

議　長　ほかにありませんか。はい、渡部委員どうぞ。

２　番　はい。現地は道路と２ｍくらい差があるということで、そして盛土をしない。ここ車の駐車場とかは、どこから入ってくるのか予定はあるんですか。段差が、この水路、川のほうも結構あるんですね。５０センチはあったかなと見てきたんですが、駐車場はもうその

ま埋立てはしないで、駐車場に使うのかな。

議　長　　この資料№.２の配置図を見れば、少し下のほうに、敷地が出ていますよね。ここに接道をして、ここに車を入れると。もともとこの田んぼに入る道路というのは、ちょっと狭い車路が家のすぐ際のとこにありますね。これより下が同じレベルになりますから、ここから車が入ると。それでこの道路は河川敷の管理幅の道路と、それから耕作用道路になっていますから、ここから出入りをするという形になると思います。ただ利用権の設定の問題については、もともと（氏名）さんの土地が隣接していますから、その分の利用については問題ないんじゃないかなというふうに、現地を見てきました。以上です。

２　番　　ということは、車路がセメントでありますよね。その横は埋立てもしないでそのまま入るということですかね。

議　長　　レベルを見れば、ここの宅地の高さが９ｍぐらいになっていますよね。下のほうが８.５９となっていますから、この分は石垣が、当然高さが５０センチぐらい上がる計算になります。ですからこの車庫の部分が石垣でずっと回ってくるという形になります。この部分が埋立て、それで河川敷の管理幅の部分と作道の部分が、ちょうどそこでゼロになるところがありますので、そこが出入りをするところ。そこが多分車庫になるんだろうという想定をしております。以上です。
　ほかにご意見・質問はありませんか。

【意見･質問無し】

議　長　　それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。
　この農地法第５条の許可申請を、県へ進達することについて、農業委員の挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

事務局　　【挙手を確認　議長に報告】

議　長　　挙手された農業委員が１１人全員で、過半数を超えていますので、県に進達することに決定いたします。
　続いて、第３号議案　農用地利用集積計画について審議いたします。まず１件目について、

説明をお願いします。

事務局　それでは、第３議案　農用地利用集積計画についてご説明します。

第３号議案をご準備ください。１ページから２ページの議案提出・規定・集計表等については、説明を省略させていただきます。議案書の３ページをお開きください。

１件目です。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所は、（氏名）さん、長与町三根郷（地番）。利用権を設定する者の氏名及び住所は、（氏名）さん、長与町三根郷（地番）。利用権を設定する土地は１筆で、長与町三根郷（地番）、現況地目は田で、１，３５５㎡です。利用権の種類は賃貸借権で、具体的な作物名は水稲です。期間は、令和３年４月１日から令和８年の３月３１日までの５年間です。年間の借賃は、米〇〇キロを、毎年１２月末に自宅へ納入します。この計画は、平成２８年に（氏名）さんが新規で借り入れており、今回は更新となりますが、借主が息子さんへ変わりましたので、新規の扱いとなります。

土地の所在ですが、５ページをお開きください。図面左手に〇〇大橋、右手のＪＲ線路付近に〇〇寺がございます。〇〇寺から線路を超えた、赤色で表示してある場所が、申請地　三根郷（地番）となります。

以上です。

議　長　ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さんから説明をお願いします。

田中　光夫推進委員。

推進委員３番　はい。３月１７日午後より、現地を確認しました。水谷会長、福本事務局長、森さん、それと柳原委員の５名で確認いたしました。先ほど事務局から説明がありましたように、新規と書いてありますが、前々から借りて、継続と同じような形なので、問題はないと思われます。以上です。

議　長　続きまして、担当農業委員さんお願いします。

１０番　柳原　厚志農業委員。

１０番　今、田中さんから説明がありましたけど、私から少しつけ加えて説明をさせていただきます。前は、お父さんで借りられていたので、現状は新規になっていますけれども、２０年以上前からずっと借りて作っていらっしゃいます。そして、（借主）も田んぼを５反くらい作っていらっしゃいます。そして機械も、乗用コンバインとか、乗用トラクター、乗用田植機とか大型の農機を持っていてされております。（借主）も、これから定年をして農業

を一生懸命やりたいということでありますので、農業の適任者じゃないかと思っております。私からは以上です。

議　長　　説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか

【意見･質問無し】

議　長　　それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。
説明のとおり、農用地利用集積計画を許可することについて、農業委員の挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

事務局　　【挙手を確認、議長に報告】

議　長　　挙手された農業委員が１１人全員で、過半数を超えていますので、許可することに決定いたします。
続いて、２件目について、事務局より説明をお願いします。

事務局　　２件目です。議案書の６ページをお開きください。
利用権の設定を受ける者の氏名及び住所は、（会社名）代表取締役（氏名）さん、長与町高田郷（地番）。利用権を設定する者の氏名及び住所は、（氏名）さん、長与町岡郷（地番）。利用権を設定する土地は１筆で、長与町岡郷（地番）、現況地目は畑で、１１，３８９㎡の一部の４，６１０㎡です。利用権の種類は賃貸借権で、具体的な作物名はみかんと野菜です。期間は、令和３年４月１日から令和４年の３月３１日までの１年間です。年間の借賃〇〇円を、４月中に自宅へ納入します。平成３１年に新規で借り入れており、今回が２回目の更新となります。
土地の所在ですが、８ページをお開きください。図面中央あたりに岡郷の〇〇バス停、それと（施設名）がございますが、そこからさらに約２００m程上った緑色の部分が、申請地岡郷（地番）で、そのうち濃く柄がついた部分が、今回の借入地の４，６１０㎡になります。
以上です。

議　長　　ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さんから説明をお願いします。

坂本　秀哉推進委員。

推進委員
８番

３月１７日１０時４５分くらいに、現地確認を行いました。確認者は水谷会長、福本事務局長、森係長、山口委員、私坂本です。現地確認をした結果、適正であると判断いたしました。私、帰りがけに奥さんとお会いしまして、ちょっと広過ぎるので貸したほうが荒れなくていいと、そういう話をお聞きしました。以上です。

議　長

続きまして、担当農業委員さんお願いします。
１１番　山口　多美子農業委員。

１１番

３月１７日１１時ごろ、水谷会長、福本局長、森係長、坂本推進委員と私で現地確認をしました。現地はきれいに管理されていまして、問題ないと思います。以上です。

議　長

説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

１０番

この件については、貸借年数が１年になっていますが、これはなんででしょうかね。普通３年とか５年とか１０年とかあるんですけど、期間が非常に短いのは、何か理由があるんでしょうか。

議　長

これは相手が企業なんでですね、１年１年様子を見るという考え方で、単年度契約という形になっているようです。ここで作られた野菜は、（会社名）の中に料理店があって、そこに無農薬で出したいということで、ここを借りてやっていると。みかんについても、できるだけ無農薬という形のもので、貸し借りをされている。そういう意味で、やっぱり企業ですから単年度での形と。基本的には企業だからというふうに私は捉えています。

１０番

（借主）はいろいろ事業をされていて、ソーラーパネルなんかも三根地区でされているんですけど、そういった計画とかはないんでしょうかね。

議　長

ここはですね、営業種目の中にかなりの種類が入っていますけども、農業も営業種目の中に入っているわけです。ですから企業としてやることができるということで、合法的にやられているという形です。当然ほかの太陽光等のエネルギーも、そういうものもやって

いらっしゃるということですから、将来的にどうなのかということはよくわかりませんが、そういうことです。

１０番　はい、了解しました。

議　長　ほかにありませんか。はい。山本委員どうぞ。

８　番　確認だけさせていただきます。この緑のところは、どういう形になっているのかなと思いまして、よかったらそこら辺について説明してもらえればと思うんですけど。

議　長　ほかの部分はみかん畑です。ここは元々全部がみかん畑だったんですけども、そのうちの一部が切られて野菜畑となっていますから、他の部分は全部みかん畑と思っていただいて結構です。その部分は（貸主）が管理をされていて、ＳＳも入るように道路も整備されています。

ほかにご意見・質問はありませんか。

【意見･質問無し】

議　長　それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。説明のとおり、農用地利用集積計画を許可することについて、農業委員の挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

事務局　【挙手を確認、議長に報告】

議　長　挙手された農業委員が１１人全員で、過半数を超えていますので、許可することに決定いたします。

続いて、３件目に入ります。事務局より説明をお願いします。

事務局　３件目です。９ページをお願いします。

９ページからの３件目と４件目は、相対ではなくて、農地中間管理機構を通した農用地利

用の集積計画ということで様式が異なります。この農地中間管理機構を通した計画の場合、利用集積を許可することの他に、計画内容に対し農業委員会の意見が求められますので、第３号議案にあわせて、第４号議案の農地中間管理事業における農用地利用配分計画案に伴う意見聴取についても、併せてご審議いただきたいと思います。

では、まずは議案の説明に入る前に、中間管理事業の制度につきまして、概要を説明したいと思います。

【中間管理事業の説明】

議　長　　経営基盤強化の場合には、相対でして、農業委員会が決するというのがありましたけども中間管理機構というのが中に入って一旦受けて、また貸出しをする。何でこうするかというと、要するにいろんな補償が得られると。公的機関が相対の中に入っていますから、当然中間管理機構が農地を借受けた責任者になりますから、そこからまた貸し出すという形になります。それではこの件について、中身の説明を行います。

事務局　　それでは、９ページをご覧ください。

農地バンクに賃借権の設定等を行う者は、（氏名）さん、長与町本川内郷（地番）。次に、賃借権の設定等を受ける者は、公益財団法人　長崎県農業振興公社　理事長上田裕司さん、長崎市尾上町３番１号。そして、農地バンクを通じて賃借権の設定を受ける者は、（氏名）さん、長与町本川内郷（地番）。利用権を設定する土地は４筆で、長与町本川内郷（地番）、地目は畑で、３７９㎡。同じく、（地番）、地目は畑で、１，９１４㎡。（地番）、地目は畑で、３，７１３㎡。同じく（地番）、地目は畑で、１４５㎡。計４筆の６，１５１㎡です。賃借権の種類は賃貸借で、内容は普通畑となっておりますが、実際は果樹地です。契約期間は、令和３年４月１０日から令和８年４月９日までの５年間です。年間の借賃は４筆あわせて〇〇円で、毎年１２月に口座へ振り込みます。なお、１０ａあたりの単価は〇〇円です。新規となります。

土地の所在ですが、１０ページをお開きください。図面右手に、本川内郷の〇〇ダムがありまして、その付近の（施設名）から上ったところの色付けしてある場所が、申請地の４筆でございます。

以上です。

議　長　　ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さんから説明をお願いします。農業委員さんから説明をお願いします。

永冨　義徳推進委員。

推進委員
１番

報告をさせていただきます。この場所は、以前皆さん方に検討いただきました、（氏名）さんの土地を（貸主）が買い入れられた場所でございます。その場所を（借主）さんが借りられるということで、今月の１７日に、水谷会長、福本事務局長、森さん、原口さん、そして私の５名で、現地を確認に参りました。以前と全く状況は変わりませんで、ブルーベリーの植栽とそれからミカン園でございます。ここを今後５年間、（借主）が借りるということで、問題はないと思いますし、また、以前も申し上げたと思いますが、（貸主）につきましても、道路の土方あるいは道路のフェンス、そういうものの仕事を毎日忙しくされておられます。そういうことで手がどうしても足りないということで、お貸しするということでございました。以上報告を終わります。

議　長

続きまして、担当農業委員さんお願いします。
７番　原口　司農業委員。

７　番

永冨さんが詳しく説明されましたので、私からは特にないんですけど、問題ないと思います。よろしくお願いします。

議　長

説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

２　番

この土地は今回から中間管理機構を取り入れたということで新規なのでしょうか。

事務局

（貸主）の前は（氏名）さんという方が所有をしてらっしゃったんですけども、そのときも中間管理機構を通されておりました。今回、一度そこを解約という手続を経まして、新たな所有者との間で、新たに中間管理機構との契約をしたということで、新規とさせていただいております。以上です。

議　長

契約期間もここに日付が変更されていますようにここは空白がありますので、そういうことで新規という形になります。以上です。
他にありませんか。

【意見･質問無し】

議　長　　それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。
それではまず、第３号議案の農用地利用集積計画を許可することについて、農業委員の挙手で賛否をとります。許可することに、異議がない方は挙手をお願いします。

事務局　　【挙手を確認、議長に報告】

議　長　　挙手された農業委員が１１人全員で、過半数を超えていますので、許可することに決定いたします。
続いて、第４号議案の農地中間管理事業における農用地配分計画案に伴う意見聴取について、計画内容に関して、第４号議案の２ページにあります、意見書に、『意見なし』又は『意見あり』のどちらかを選択し、報告することになっておりますので、計画内容について、『意見なし』の方は挙手をお願いします。

事務局　　【挙手を確認　議長に報告】

議　長　　挙手された農業委員が１１人全員で、過半数を超えていますので、『意見なし』で報告することにいたします。
続いて４件目に入ります。こちらも３件目と同様に、農地中間管理機構を通した農用地利用集積計画及び配分計画となりますので、第４号議案　農地中間管理事業における農用地利用配分計画案に伴う意見聴取についても、併せて審議いたします。まずは、事務局より説明をお願いします。

事務局　　４件目です。１１ページをお願いします。農地バンクに賃借権の設定等を行う者は、（氏名）さん、長与町斎藤郷（地番）。賃借権の設定等を受ける者の氏名及び住所は、公益財団法人　長崎県農業振興公社　理事長上田裕司さん、長崎市尾上町３番１号。そして、農地バンクを通じて賃借権の設定を受ける者は、（氏名）さん、長与町岡郷（地番）。利用権を設定する土地は３筆で、長与町斎藤郷（地番）、地目は畑で６３６㎡。同じく、（地番）、地目は畑で１，０５９㎡。同じく、（地番）、地目は畑で６７８㎡。計３筆の２、３７３㎡です。賃借権の種類は賃貸借で、内容は果樹地です。契約期間は、令和３年４月１０日から令和５年４月９日までの２年間です。年間の借賃は、３筆あわせて〇〇円で、毎年１２月に口座へ振り込みます。なお、１０ａあたりの単価は〇〇円です。平成３０年に新規で契約をされており、今回１回目の更新となります。
土地の所在ですが、１２ページをお開きください。図面の上手の〇〇公園付近から、３００ｍ程度上った場所にございます。おおまかな説明で申し訳ありませんが、図面中央の青、

赤、橙で色付けした場所が、申請地の３筆でございます。
以上です。

議　長　　ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さんから説明をお願いします。
坂本　謙二推進委員。

推進委員
７番　　３月１７日午前９時過ぎから現地立会いを行いました。水谷会長、福本局長、森係長、渡邉委員と私、計５名で行いました。（地番）の青色に塗ってあるところ、ここは半分はちょっと荒れているんですけど、みかんが植えてある土地です。その下の赤いところの土地は、ミカンの木と野菜を栽培しております。それと、橙色のところは、野菜が主かなというような感じの土地の利用の仕方でございます。これは３年前に新規で契約したときは、もう少しみかんの木が多かったかなあと思っていたのですけど、テッポウムシとかでみかんの木が枯れて、枯れたところに野菜が少しずつ進出している場所かなあと思われます。ここが、今回２年の契約ということになっているんですけど、（借主）も岡郷のほうで、多分かなりみかんをつくってらっしゃると思うんですけども、こっちの地区のほうは、奥さんが毎日来て大体野菜を作るのを主力にしている状況です。２年とちょっと短い期間なんですけど、荒廃農地になるよりも、少しでも土地を借りていただいて、周りが荒れないように協力してもらって、地区の方もありがたいと思いますので、特に問題はないと思います。以上です。

議　長　　続きまして、担当農業委員さんお願いします。
２番　渡邉　章三農業委員。

２　番　　坂本委員からお話があったように１７日午前９時１５分ごろ、会長以下事務局２人、坂本委員と私で現地を確認しました。内容については今言われたとおりです。今、斉藤地区もイノシシが増えてきて、青の部分のところは一応この道路沿いにはイノシシの柵も全部はってあります。赤と橙の色のところは、まだ入り口のところだけ、自分で管理をして網を張っているというようなところです。中身については、斉藤地区も後継者がなかなかいなくて、荒れているところが多い中で、こういうふうに借りていただくと、荒れ地も少なくなるんじゃないかなと思います。特に（貸主）は、ご主人が亡くなられて、あとしばらくは自分でされておりましたが、もう高齢でなかなか出来ないということで、貸してあるということです。以上です。

議　長　　説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか

【意見･質問無し】

議　長　　それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。
まずは、第３号議案の農用地利用集積計画を許可することについて、農業委員の挙手で賛否をとります。許可することに、異議がない方は挙手をお願いします。

事務局　　【挙手を確認、議長に報告】

議　長　　挙手された農業委員が１１人全員で、過半数を超えていますので、許可することに決定いたします。
続いて、第４号議案の農地中間管理事業における農用地配分計画案に伴う意見聴取について、計画内容に関して、第４号議案の２ページにあります、意見書に、『意見なし』又は『意見あり』のどちらかを選択し、報告することになっておりますので、計画内容について、『意見なし』の方は挙手をお願いします。

事務局　　【挙手を確認　議長に報告】

議　長　　挙手された農業委員が１１人全員で、過半数を超えていますので、『意見なし』で報告することにいたします。
続いて、第５号議案　農地等の利用の最適化の推進に関する指針について、に入ります。事務局から説明をお願いします。

事務局　　それでは第５号議案、農地等への利用の最適化の推進に関する指針についてです。１ページをご覧ください。これは指針策定にあたっての概要でございますが、１．農業委員会では「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」を定めることを努めなければいけません。これは農業委員会法第７条第１項にうたってあります。ここでの指針とは、赤文字で書いてあります通り、「担い手への農地利用の集積面積」「遊休農地の解消面積」「新規参入者の確保数」の３点について、数値目標及び目標達成に向けた具体的な推進の方法を定めることになっております。それで、その下の括弧書きなんですけども、農業委員会等に関する法律により、「農地等の利用の最適化の推進」が必須事務として明確に位置づけされた

ものですから、この指針の策定が努力義務となっているため、長与町の農業委員会では、平成３０年１０月総会にて、１回指針を上程し策定をいたしました。それはお手元の資料№.４に内容を載せています。それで、この指針は３年ごとに見直しするようにということで、今回見直し案を上程させていただいております。それで指針策定またはその変更にあたっては、農地利用最適化推進委員さんの意見徴収が義務づけられていますということで、農業委員会法第７条第２項に規定されております。

それでは議案書の２ページをお開きください。長与町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」（案）であります。主要なところだけお話をさせていただきます。第１　基本な考え方のところの、下のほうに赤文字で示しておりますけども、「なおこの指針は、令和５年度を目標とし、３年ごとの農業委員及び推進委員の改選期に、検証・見直しを行う。また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会事務の実施状況の公表について」に基づく「目標及び達成に向けた活動計画」のとおりとする。」としております。なお、ここで言う単年度の具体的な活動にかかる「農業委員会事務の実施状況の公表について」の内容は、お手元の資料№.４の４ページから６ページにお示ししております。

議案書にまた戻りますけど、第２　具体的な目標と推進方法として、１．遊休農地の発生防止・解消について、（１）遊休農地の解消目標は１年間で９ヘクタール。現状としては令和２年度４月時点で、管内の農地面積５８８ヘクタール、遊休農地面積９８ヘクタール、遊休農地の割合が１６.６７％。これをベースに、３年後の目標として令和５年４月時点で、管内の農地面積を５８８ヘクタールと想定して、遊休農地面積を７１ヘクタール、割合としては１２.０７％に遊休農地の割合を下げるということを目標に掲げております。なお、農地面積につきましては、「耕地及び作付面積統計」における耕地面積と１号遊休農地の面積の合計を出しております。その下の目標設定の考え方として、遊休農地を年間９ヘクタールを目途に令和５年度までに２０ヘクタール解消することを目標とする、ということで掲げております。

その次、３ページ、（２）遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法であります。ア、農地法第３０条第１項による利用状況調査と、同法３２条第１項の規定による利用意向調査の実施について、協議・検討し、調査の徹底を図る。その次、なお、それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」に基づき実施する。ちょっと飛んでですね、②農地中間管理機構の連携について。利用意向調査の結果を受け、農業者の意向を踏まえた中間管理機構に対する手続を行います、ということで案としてあげております。その下、２．担い手への農地利用の集積・集約化について、でございますが、（１）担い手への農地利用集積目標として、１年間で１０ヘクタール。その四角の中の内容ですけども、現状としては令和２年４月時点で、管内農地面積が５２３ヘクタール、農地利用集積面積が２７７ヘクタール、集積率が５２.９６％。それを、３年後の目標、令和５年４月時点の目標として、管内の農地面積を５２３ヘクタールと想定して、農地集積面積を３０７ヘクタール、集積率を５８.７０％までに引き上げる、と目標に掲げました。なお、米印に、農地面積は「耕地及び作付面積統計」における耕地面積をあげております。その下、目標設定の考え方といたしまして、年間１０ヘクタールを目途に令和５年度までに３０ヘクタールの農地の利用集積を図ることを目標といたします。

その次のページをお開きください。４ページの（２）担い手への農地利用集積・集約化に向けた具体的な推進方法。①人・農地プランの実施化について、ですが、各地域において、担い手への農地利用の集積・集約化のための調整活動に積極的に関与する、ということを特に強調しております。そして、３．新規参入の促進について、（１）新規参入の促進目標、１年間に２経営体。目標設定の考え方といたしまして、新規参入者の年間目標を、２経営体にすることを目標といたします。

ということで、主要なところをお話差し上げましたけども、この指針をもって向こう３年間、農業委員会としての目標を立てましたので、委員皆様のご意見を賜りたいと思います。私のほうからは説明は以上であります。

議　長　　この指針については、農地利用最適化推進委員の皆さん方の意見聴取が義務づけられております。これは期間的に３年を設定していますけども、短期中期長期というふうな考え方の中で、短期は単年度、中期は３年計画ぐらい、皆さんの任期の期間中を中心に設定をしていこうと事務局と協議をして、この３年間の設定になっております。当然皆さんの意見を徴収しなければいけない。それともう一つは、この農地の最適化推進というのは、もう農業委員・推進委員の固有事務の一つになっております。これが今からの農業を推進するための１番大きな柱になっていますから、ぜひこの内容について、それぞれの意見をお伺いしていきたいと思います。文言もなかなか難しい部分もありますので、まず、皆さんからランダムに意見を出していただいて、後でまた個別に皆さんの意見を聞いていこうと思います。意見がある方、挙手をお願いいたします。

内容は、基本的な考え方、そして具体的な推進方法としての、担い手の集積、新規就農というふうになっています。１番大きいのは目標値設定ですね。なぜこの数字を原案としてあげたかというと、これは、国が県に、県が市町村に大体の割当を示してくるわけです。それがかなり大きい数字ですから、現実可能なのかどうなのか。ただ、目標値はここに置いておいてそこに何％達成できるかということです。県下の情勢をみますと、例えば（自治体名）とかは、農地利用集積計画を目標値を１００％を超えるぐらいやっている。そういうところもあります。

長与町の状況を申し上げると、新規就農がぼちぼち出てきました。多分これは世の中の動き、コロナとかいろんなことが影響していると思います。新規就農件数を、ここでは２件としていますけども、もうすでに２件近く出てきています。ただ１番大きい問題は、自分の農地を本来は子どもにどう繋いでいくか、これが１番大事なことなんです。それがなされていないからこういう状態が出てくるわけです。例えばミカン部会でいえば、今１年間で１０件ぐらい減っていっています。そうするとあと１０年したら部会が１００人減ってしまう。このことをどう伝えていくか。ここはもう１番大きな問題です。皆さん方いろんな意見がありましたらお願いします。

はい。渡邉委員どうぞ。

２　番　　これを見てですね、この目標数値、９ヘクタールとか１０ヘクタールとあるが、果たしてできるのかなと。そのためにはどうすればいいのかという問題もあると思うんですが、現状、なかなか遊休農地の解消というのが進まないですよね。目標が９ヘクタールだけども、じゃあ令和２年に何ヘクタール出来たのかっていう部分も出していただかないと、だいたい年間どれぐらいになるかなという数字も見えてこない。集積もそうですよね。今年度年間どれくらいあったとか、そういう数字も参考にしなきゃいかんかなという気がします。それから新規参入については何人かいるということですけども、これはきっと増えると思う、定年帰農者が。これも新規的な農業者になるんじゃないかと。ただそこら辺の掘り起こしというのが、今個人情報が難しいので、情報がなかなか得られないというのが現実かなと思う。だから、自分の地域でどうなのかということをまず考えていかないといけないと思います。逆に、うちの地域で、もう来年からはミカン作りはしないという方もいらっしゃいまして、その後を誰かいないかということで探しまして、何とかなったんですが、こういうのをそのまま放っておくと、解消じゃなくて増えていく。そういうのが現実と思います。結論からいうと、この目標数値は、はたして可能なのかなと。国県の目標数値が出てくるけども、本当にどの数字を目標にしたらいいのか。解消と集約化にどう対応していくかということが今の農業委員会の中身かなと思います。

議　長　　それじゃ私の、会長としての個人的な見解ですけども、大型基盤整備、それともう一つは、小規模中規模の基盤整備ですね。今から皆さん方が、委員の役割として何をするのかというと、例えば中核農家や担い手の農家、そういう方々たちの周辺農地について、荒廃していればあっせんをしていく。それから新規就農にあっせんをしていく。ここに原田委員がお見えですけども、新規就農したいという方のお世話をいろいろしてもらっています。斉藤地区で放棄された５反ぐらいを、そのまま新規就農の方に作ってもらうと。それで荒廃をしないように予防すると。遊休農地はそういうふうに具体的にやって、中規模小規模の基盤整備を含めて、この目標値を設定してやっていきたい。まずは、現状の農地を荒廃させない、それから遊休農地を農地に復元するのは非常に難しいんですけども、それも方法論を考えていけば、９ヘクは少し大きいようですけどもできるんじゃないかと思っております。集積の目標値も１０ヘクをあげていますけども、いけるんじゃないかと。だから、あまり架空のものでなくて、達成出来やしないかという目標値です。新規参入についても年間２経営体は、これも今もう２経営体ぐらいは、町外からの就農者、それから農業法人、いろんなとこが入ってきますから、いけるんじゃないかなと考えています。どうでしょうか。はい。柳原委員お願いします。

１０番　　荒廃地の目標が９ヘクタールになっていますけど、三根地区の場合はわりと圃場整備が進んでいまして、地主さんがどうしても作りきれないとなれば、借り手はたくさんいらっしゃるんですよね。それで今三根地区も世代交代になっていて、大体三根地区は兼業農家がほとんどで、本当の専業は１人か２人です。それで、会社を６５で定年して、自分の土

地がありますのでそういったところを、草を払って新しい農地にして、定年退職後に年金をもらいながら農業をやっていく人がボツボツ出てきております。なので、荒廃地についても私の地区は進んでいくんじゃないかと私は思っております。以上です。

議　長　　今、渡邉委員、柳原委員のほうから定年帰農の話が出ましたが、特に長与の場合はこれが１番大きなウエイトじゃないかなと思います。私自身も（職場）をやめてから農業にはまるという形で、定年帰農者です。私も６０でやめて元気なら８０ぐらいまでで２０年は働けるかなと。そういう意味で、産業振興課と今、定年帰農者に対して年間を通しての研修会を新年度からやっていこうと話をしています。農業技術とか、いろんなものを含めた講習会を、最初は１０名ぐらいに絞ってスタートしてみようじゃないかと話をしています。当然兼業農家の人は普段から、技術の習得をされてきていますけども、定年後また新規の気持ちで、技術指導も含め年間５回ぐらいやってみようと。大きな担い手の大きな農業もですけども、１ヘクぐらいの農家をどう育成をしていくか、どう継続していくかも非常に大事ですので、兼業農家の方についての意識を高めていきたいということで今話を進めています。はい、山本委員どうぞ。

８　番　　さっき会長が、大型基盤整備などで耕作放棄地や遊休農地を減らすことができると言われたんですけど、自分もその意見に賛同するところがありまして。前、大型基盤整備の説明会に自分も参加させていただきました。そのときも話したんですけど、やはり大型基盤整備といえば、どうしても年齢制限というか何歳以下の人が何名以上とかがあると言われたんで、町内にこだわらずに町外からの人も取り入れたらどうだろうかと。例えば時津とかはブドウとかを作っているし、大型基盤整備をする上で人夫さんを雇うときに、ミカンばっかりならどうしても時期が重なってしまうから、時期がずれるように、例えばブドウとか夏作物などを作る人たちにも入ってもらうためにも、町外の時津とかの人たちも入ってもらったらどうかという意見をそのとき話したんですよね。やはり長与町ももう今、後継者自体が十何人と少ないんで、町内だけで若手の何歳以下を集めるというのは厳しくなってくるのかなあと思うので。だだ、そのとき言われたのが、国からも町からも補助金を出す関係があるから、できれば町内の人でということで説明を受けました。そういう助成の関係はあるかもしれないんですけど、今後遊休農地を減らすためには、大型基盤整備を進めていくのが大きな取組の一つかなと思います。ですから、やはり町外からの若手の参入とかもあるようでしたら、取り入れてもらえればなあというのが自分の意見です。よろしくお願いします。

議　長　　大型基盤整備は、非常に時間が長くかかるんですよね。ですから、私が思っているのはやはり小規模と中規模の基盤整備です。２、３ヘクタールとか１ヘクタールとかいう単位でしていけば、早くできる。例えば二、三軒のグループがやりましょうかという話になる

と、中間管理機構がやれるということになっています。あと期待しているのは、斉藤地区、それから平木場地区、ここら辺をぜひ中規模ぐらいで出来ないかと。ぜひ山本委員が言われるように、そういうものを含めて一歩一歩やっていければなと思っています。他にありませんか。渡邉委員どうぞ。

２　番　　農地については、産業振興課も農業委員会もそうなんですが、やはりＪＡも、かなりそこら辺はよく承知だろうと思うんですね。だからＪＡも中に入ってもらって、遊休農地とか集約化の話をして、ＪＡとしてどう思っているのか、そこら辺の取上げも必要じゃないかと思います。それと、やはり今私たちの年代はもう定年になる人も結構いるんで、そういう人たちの拾い上げをして解消地を借りてやると、そういう方法もいいんじゃないかなと。だから、できれば農業委員会として農業学校とか、そういう講座を１年スパンじゃなくて４、５年ぐらい継続性を持ってやっていく方法はどうなのかと。それには予算もいるので行政のほうも少し加味してもらって、そういう計画をしたらいかがかなと思います。

議　長　　今の意見について、とりあえず来年度は１０名をリストアップして先にしようと。その中には新規就農者も定年帰農も入れる。そして、だんだん枠を広げて、最低３年間はやはり継続しなければいけないと思っています。予算については、町単の補助金があるわけですが、農林水産の担当も一生懸命やっています。当然ＪＡも入らなきゃいけない、ＪＡ、行政、農業委員会という形で。農業委員会が独自でという形ではありませんので、当然行政が主体となって、農業委員がそこでどう協力していくかということだと思います。一応そういうことで今後検討していきたいと思います。農地の遊休農地の解消については、斉藤地区についても非常に期待を持っています。それから平木場地区についても、今日は尾崎推進委員もいらっしゃいますけども、ある程度小規模か中規模か、将来的に可能性があるところはあるんじゃないかなというふうに思います。だから、この前、人・農地プランで回った、あれを本当にどのようにするか、プランの実質化ですから、どう具体的に結びつけていくかです。大きいものばかりじゃなく、私は小規模でも中規模でもいいと思っていますので、そこら辺で皆さん方、地区の話をいろいろまとめていただいて、進めていければ、数値については、絵に描いた餅じゃなく、具体的になるというふうに思います。以上です。はい、崎山委員。

４　番　　少し関連ですけど、今言われたように、定年の方を小規模からというのだったら、シルバー人材センターみたいな一つの団体を教育して、育ててあげるのも一つの手じゃないかなというふうに思います。素人ですけど、みんな元気に張り切ってらっしゃるというのはとても印象的でしたので、そういうふうな検討もどこかに入れていただきたいなと思います。以上です。

議　長　　やはり、経営指導とか営農指導とか技術指導とかがバックにいないと非常に難しいんですね。今スタッフが、長与のほうも揃っていますので、そういう形でぜひ、今言われたことを一つ一つ推進をしていければと。だから、皆さん方が自分のところで、ここはどげんかせんばっていうところがあれば、それを具体的にどうするか。新規就農をぽんと入れるっていう方法もありますし、いろいろありますから、お願いしたいと思います。多分、このコロナが反対に私は追い風になるんじゃないかなというふうに思います。それで定年帰農が増えてくる可能性がある。職も不安定な部分もありますから、反対に農業のほうに向ければなあというふうに思います。

　では、どうですかね、目標値についてはこの設定でよろしいでしょうか。これ当然皆さん方の力が必要になってくるわけですけども、ぜひお願いできればと思っています。今日は、この内容をおおむね了解をいただくということが必要になります。２番委員から皆さん方に聞いていきましょうかね。渡邉委員、こういうことでいいですか。

２　番　　数値目標はこれでいかんばでしょう。

議　長　　３番、原田委員どうぞ。

３　番　　私も目標としてはこれで良いと思います。

議　長　　４番、崎山委員。

４　番　　自分の地区に目を向けて協力したいと思います。

議　長　　６番、岡崎委員。

６　番　　目標としては良いと思います。

議　長　　７番、原口委員。

７　番　　遊休農地の解消を頑張ってみたいと思います。

議　長　　８番、山本委員。

８　番　　厳しいところはあると思うんですけども、やはりいろんなつながりもあると思うんで、一応これで頑張っていきたいなと思います。

議　長　　９番　益冨委員。

９　番　　農業者の高齢化がどんどん進んでいく中で、やはり農地の荒廃というのは、今後もう本当に避けられないものだと思っています。目標は目標として、会長のほうから説明がございましたように、国県ということでおりてきて、町としての目標を定めなければならないと、その辺は十分理解をいたします。我々の使命はやはりその目標に向かって行動することだと考えますけれども、この荒廃するスピードと、それから、新規就農等の確保による対応ですね、何とか負けないような形で対応出来ていけばいいなと考えます。以上です。

議　長　　１０番　柳原委員。

１０　番　　長与の場合は農業をする条件が、急傾斜地が多いし農地は狭いし。そういうことで、専業で生活するのは非常に難しい状態なんですよね。長与は、専業農家はかなり少ないと思うんですけど、これからは、兼業で長与の農業を繁栄させていかなければならないと私は思っております。だから、やはり定年退職者をうまく利用した中で、荒廃地をなくし、また農業を活性化していかなければならないと思っています。以上です。

議　長　　１１番　山口委員。

１１番　　高齢化はもうどうしても避けて通れないところなので、若い人が、農業をしたくなるような、何かそういう目標じゃないですけど、もっと若い人たちの意見も聞き入れて、しやすいように、してよかったなというような農業をしていきたいと私は思っています。

議　長　　１２番　原田委員。

１２番　新規で就農してくれる若い人がいると、今回丸田地区からも近所の方が農業したいということで就農されましたけども、そっちのほうも重要と思います。あとは、定年帰農が長与の場合大方みかんの方が多いと思うんですよ。その場合に定年退職を待っている場合に、２０歳で生まれた子どもが６０で定年にしてもう既に８０歳ですもんね。定年帰農となった場合には、親の世代がかなり元気で頑張っている状態じゃないと大規模の経営の場合は特に継承が難しいと思います。逆に小規模のほうがそっちのほうは継承しやすいと思うんですけども、そういったことで、この端境期っていうか、子どもが大人になるまで、その期間を埋める何かそういう形態とか、あと、できれば早期に定年して帰農するのに、逆に補助金を国のほうから考えるとか、青年だけじゃなくてですね、継承するためのそういう形態が出来たらいいんじゃないかなと少し感じました。もう上のほうから目標が大体設定されてきているっていうのは感じますので、目標としてはこういう形でいいとは思うんですけども、何か新しい取り組み方をちょっと変えていかないと、農家が継承していくのが難しくなっているんじゃないかなというのを感じました。

議　長　それでは推進委員の永冨委員。

推進委員１番　目標を立てていくというのは大事だと思います。私が思うには、会長が先ほど言われたように、やはりもっと小規模の基盤整備ですね、また、それに対しての補助もつくようなやり方をしていったほうが、もっと早いんじゃないかなと思います。それから、他の農家を見ますと、これをしてよかったというふうな収入が上がるような、またそれで生活が十分補えていけるような、そういう経営をされているところは、後継者はやはり残っているんですよね。長与の場合は、みかんが主力で今きていますけども、みかんも非常に厳しい状況が長く続いているわけですので、やはりみんなで、基盤整備をしたら、ミカンでいくのか、他の野菜でいくのか、そういうところを今から勉強をしっかりしていくことが、必要になってくるんじゃないかなというふうな気がいたします。

議　長　尾﨑推進委員。

推進委員２番　遊休農地の解消目標が年間９ヘクタール、３か年で２７ヘクタールということが目標に書いてありますが、現実的に目を向けるとこの数値はかなり難しいんじゃないかと思っております。単純に、高齢等でやめられる方も町内で年間に何名かいらっしゃいます。その分がだんだん遊休農地になって、最後荒廃地になっていくわけですけども、そういう農地を、荒廃する前に中間管理機構等を使って貸出しができるような状況であれば、条件によ

るとは思いますけども、何割かでも荒廃地にならなくていいんじゃないかなと思っております。それとあと、基盤整備等でいうと、大きくなればまとめるのは難しいと。小規模であった場合、どのくらいの補助がつくのかはっきりわかりませんけども、そんなに広くない面積で、特にみかん等であれば、１年間の収益を考えるとそんなに上がらないだろうと思います。ある程度の広い規模がないとうまくいかないので、あとは狭くても高収入が得られるような野菜とか果物を作るとかですね。そうした場合には施設等が考えられるわけですけども、そういうものの補助等がどのようなものがあるか、そういう補助等があれば、ある程度１０年計画とかで出来ていくんじゃないかと思っております。目標については、最初から小さく言っても始まりませんので、一応この目標で問題ないと思いますが、現実的には、私たちも努力もしなければいけませんけども、３か年で２７ヘクタールというのは、結構厳しいんじゃないかと思っております。以上です。

議　長　　田中推進委員。

推進委員３番　　目標は大きいほうがいいのか、現実的にできるのがいいのか、ちょっと判断出来ませんが、やはり年間９ヘクタールというのはちょっと厳しいのじゃないかなというふうに思います。ただ、出来ない出来ないばかり言ったら何も出来ないので、目標として頑張りたいと思います。以上です。

議　長　　山口推進委員。

推進委員４番　　どうして遊休農地が発生するのかというのは、もう当然今までも議論し尽くされていると思いますが、じゃあどうしたら遊休農地が発生しないんだろうかということを考えると、大型の基盤整備とかそういうこと以前に、保守的な考えかもわかりませんけど、やはり個々の農家がどのように自分の畑を守っていくか、やっぱりそこに尽きるんじゃないかと思います。そういった中で、推進ということを考えると、人というのは、荒らしていても人には貸したくないっていうのがやっぱりあるんですよね。だから今日聞いた中で、もっと安心して貸してもらえるように、中間管理機構から良い場所に遊んでいる土地があるよとかあればいいなと。本当は私自身もそういうところで農業をやりたいんですけど、現実は、車も入らない、モノレールも故障したらもう使えないような土地ばかりで。そしてそういう場所というのは、当然将来的に遊休地になってくると思うので、そう考えると、遊休地は、減らすたびにこっちから倍々で進んでしまうような悪循環になっているんじゃないかという懸念もあります。そういうところも加味した中で、遊休農地の解消防止を、全体的に考えたいと思います。ただこの９ヘクタールというのは、少しでも近づけないといけない、それをどういう形で減らしていくか。大型と言っても私たちの地区は大型は出

来ないので、やはりそこに１反でも２反でもいいから、活用できるところを増やしていくという考えしかないと思います。以上です。

議　長　　増田推進委員。

推進委員
５番　　うちの地区は、段々畑ばかりが多いんですよね。それで、道はあるんですけど運ぶのが大変で。うちの地区は全部そうです。それで担い手も少ないんですよ。今地区にいるのが３名ですかね。それで、どうしても遊休地は、借りてもその場所に持っていくのが大変で借りようとしない。なので、どうしたらいいか若者とも話しているんですけど、もうやめようかという人もかなりいるんですよね。あわないんですよって言うんですよ。まあ仕事をしながらしていますから、どうにかなるんですけども、基盤整備も出来ない、駆除も段々畑で走って回らなきゃいけないってなるとなかなか。そうかと言って、みかんもそうできないんです、田んぼはまだいいんですけど。そこを若者と話すんですけど、なかなか良い対策が出来ないんですよね。なので、そういうところを持っている人たちが一緒になって、どうにかする方法を考えてもらえば、少しでもいけるんじゃないかなと。多分このままだと、遊休地がますます増えてくるんじゃないかなと、私はそう考えております。以上です。

議　長　　斉藤地区の坂本委員。

推進委員
７番　　目標を年間９ヘクタール、令和５年度までに３年ありますので２７ということと思うんですけど、ちょっと厳しいかなとは思うんですけど、取りあえず目標は目標ということで頑張っていきたいと思います。私も、定年帰農者です。自分の場合、私が５０歳ぐらいの頃に親父が死にまして、一時畑の３分の２程度はほたっていたんですけど、７、８年たてばもう山になってですね。それで、それからずっと休みのたびに切っていました。畑は確かにきれいになりましたが、みかんは全部枯れてしまいました。それで、毎年ずっと草刈りばっかりしていてもバカらしかねということで、果物類をいろんなものを植えています。私は小さいときから畑に連れられて行って仕事をしていたので、土地に愛着がちょっとはあると思うんですけど、うちの息子たちは会社勤めでもう全然畑には来ません。それと、先ほど言っていた定年帰農者ですね、私のときは６０でやめたんですけど、帰農者と言っても、会社は６５歳まで雇用しなさいとかなって、４月からは７０歳まで努力しなさいと。多分定年帰農者という言葉も、先ほど言ったように土地に愛着があれば、もうやめようかなと思うんですけど、現実問題７０歳まで多分働くと思うんですよ、これから先ですね。なので、どちらかというと、この前の人・農地プランのときに、最終的に案が上がったのが基盤整備ですね。自分が思うには、もう大規模というのは無理かなと思ってい

て、もう少し規模を縮小して、みかんなんかを作ったらどうかなという気持ちもあります。取りあえず目標ということで頑張っていきたいと思います。以上です。

議　長　　岡地区の坂本委員。

推進委員８番　　自分の家自体が、結構経営がきつい。それでも何とかやっている状態です。なので、私は土地を何とかっていうとこまで頭がいっていないです。誠に申し訳ないですけど。

議　長　　全員の意見を聞きました。後付けになりますけども、これを具体的にどう推進するかというのは、今後協議をしていきたいと思います。

それでは、長与町農業委員会『農地等の利用の最適化の推進に関する指針』について、概ね良しということで設定することについて、異議がない方は、挙手をお願いします。

事務局　　【挙手を確認　議長に報告】

議　長　　挙手された農業委員が１１人全員で、過半数を超えていますので、この指針で決定することにいたします。

それでは、場内の時計で５分休憩します。

【休憩後】

議　長　　それでは再開します。

これからは、報告事項に移ります。農地転用専決処分の報告について事務局お願いします。

事務局　　それでは、報告いたします。まず、令和３年３月総括表については、説明を省略いたしますので、後ほどご確認ください。

報告事項の１ページをお開きください。

農地転用専決処分の報告書、農地法第５条第１項第７号の規定による農地転用届出です。

１．当事者の氏名・住所・職業。譲受人は、（氏名）さん、長与町高田郷（地番）。職業は会社員です。譲渡人は、（氏名）さん、長与町高田郷（地番）。職業は不動産業です。２．土地の所在等。高田郷（地番）、５７㎡、地目は、登記簿・現況ともに畑です。３．転用計画。

転用の目的に係る事業または施設の概要は、植栽です。譲渡人と譲受人は姉妹の関係で、このたび、譲受人が、自宅近くの当該地を贈与として譲り受け、ツツジを植栽するという計画です。４．申請日　令和３年２月１６日、５．専決処分の日　令和３年３月２日。以上のとおり、長与町農業委員会事務局の設置及び事務処理等に関する規則第７条２項の規定により、専決処分をしたので報告いたします。令和３年３月２５日、長与町農業委員会　事務局長　福本美也子。

２ページをお開きください。土地の所在地を説明します。図面の中央少し上に、高田郷の〇〇バス停がありますが、そこからすぐの、赤色で表示してある場所が、届出地、高田郷（地番）でございます。

２件目です。４ページをお開きください。

農地転用専決処分の報告書、農地法第５条第１項第７号の規定による農地転用届出です。

１．当事者の氏名・住所・職業。譲受人は、（会社名）、長崎市花岡町（地番）。職業は不動産業です。譲渡人は、（氏名）さん、長与町高田郷（地番）。職業は会社員です。２．土地の所在等。高田郷（地番）、８５３㎡、地目は、登記簿は田、現況は荒地となっております。３．転用計画。転用の目的に係る事業または施設の概要は、宅地分譲で、４区画を予定されております。所有権移転の売買です。４．申請日　令和３年２月１８日、５．専決処分の日　令和３年３月２日、以上のとおり、長与町農業委員会事務局の設置及び事務処理等に関する規則第７条２項の規定により、専決処分をしたので報告いたします。令和３年３月２５日、長与町農業委員会　事務局長　福本美也子。

土地の所在地を説明します。５ページをお開きください。図面の中央少し上に、高田郷の（集合住宅）がありますが、そこからすぐの、（地区名）のすぐ下の、赤色で表示してある場所が、届出地、高田郷（地番）でございます。

３件目です。７ページをお開きください。

農地転用専決処分の報告書、農地法第５条第１項第７号の規定による農地転用届出です。

１．当事者の氏名・住所・職業。譲受人は、（会社名）、大阪市北区梅田（地番）。職業は住宅建設会社です。譲渡人は、複数おられますので別紙に記載しております。８ページの別紙１をご覧ください。（氏名）さん、長崎市春日町（地番）、無職。以下ご覧の９名です。７ページにお戻りください。２．土地の所在等。高田郷（地番）、地目は畑で１、８０６㎡。同じく（地番）、地目は畑で５２２㎡。同じく（地番）、地目は田で９８８㎡。（地番）、地目は畑で２，５３５㎡。計４筆の５、８５１㎡で、高田南土地区画整理事業の住宅用地として転用の届出が出ております。所有権移転の売買です。９ページの別紙２をご覧ください。高田南土地区画整理事業の街区としては、記載の通り、〇〇街区の計１４筆、所用面積は合計で２，２１１㎡です。４．申請日　令和３年３月１６日、５．専決処分の日　令和３年３月２４日。以上のとおり、長与町農業委員会事務局の設置及び事務処理等に関する規則第７条２項の規定により、専決処分をしたので報告いたします。令和３年３月２５日、長与町農業委員会　事務局長　福本　美也子。

土地の所在地を説明します。１０ページをお開きください。高田郷の〇〇トンネルの上の、〇〇公園付近になります。図面中央に①②③で表記をしている場所が、届出地となります。

以上です。

議　長　　ただ今、事務局から報告がありましたが、何か尋ねたいことはありませんか。

議　長　　次は、行事報告です。事務局、お願いします。

【この後、令和３年３月の行事報告が行われた】

議　長　　４月の総会日程について、事務局からお願いします。

事務局　　４月２６日９時３０分からはいかがでしょうか。

【異議なし】

議　長　　以上をもちまして、長与町農業委員会３月総会を閉会します。